

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	旧札幌市ワクチン配送センター物品保管・管理等業務
発 注 課	保) 医療対策室調整担当課
選 定 事 業 者	佐川グローバルロジスティクス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在、特例臨時接種となっている新型コロナウイルスワクチンの配送等は、佐川グローバルロジスティクス株式会社（以下「契約予定者」という。）が市内に占有している物流倉庫内に配送センターを設置し、実施している。</p> <p>特例臨時接種の期間が終了する令和6年3月31日をもって、配送センターの運営は終了となるが、今後の処分方針が国から未だ示されていない残余ワクチン、注射針及びシリンジをはじめとした其他物品の処分や配送センターの原状回復などの業務は、特例臨時接種終了後である令和6年4月1日から実施することとなる。</p> <p>配送センター運営終了時点で残る物品等については、処分が完了するまでの間、適切に保管・管理する必要があるが、令和6年3月31日まで配送センターを運営することを踏まえると、別の事業者にて令和6年4月1日から切れ目なく保管等を行うことは困難である。</p> <p>以上より、同事業の履行が可能な唯一の業者である契約予定者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約を行うこととしたい。</p>	
根拠法令	<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決 定 日	令和6年2月28日
-------	-----------